

泉佐野市立自転車等駐車場指定管理者 基本協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と ○○○○○（以下「乙」という。）は、泉佐野市立自転車等駐車場指定管理者業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり基本協定を締結するものとする。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、この基本協定書に定めるもののほか、年度協定書及び業務仕様書に従い、この協定を履行しなければならない。
- 2 業務仕様書に明記されていない事項が生じたときは、甲乙協議して定める。ただし、軽微な事項については、乙は、甲の指示に従うものとする。
- 3 乙は、甲の条例その他関係法令を遵守するほか、必要に応じ甲の指示を受け、誠実かつ効果的に業務を履行しなければならない。
- 4 乙は、前3項に定めのある事項を除き、業務を履行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

（協定期間）

- 第2条 この指定管理協定期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、甲が規定する指定の取消しを命じた場合は、その日までとする。
- 2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

（施設の範囲）

- 第3条 乙が管理する施設の範囲は、別紙「業務仕様書」に定める自転車置場及び撤去自転車等返還所（以下「各自転車置場等」という。）とする。

（管理業務の範囲）

- 第4条 乙の管理業務の範囲は、別紙「業務仕様書」及び乙から提出された事業計画書に定めるとおりとする。

（施設の運営）

- 第5条 施設の運営は、本協定書、別紙「業務仕様書」及び乙から提出された事業計画書に定めるとおりとする。

（施設の維持管理）

- 第6条 乙が管理する施設の維持管理は、別紙「業務仕様書」に定めるとおりとする。

(市内在住の障害者の雇用)

第7条 乙は、次の(ア)から(ウ)の一つに該当し、かつ原則として泉佐野市内に住所を有する者(以下「市内手帳所持者」という。)を業務に従事する従業員として雇用し、市内手帳所持者たる従業員の1月当たりの労働時間の割合を、管理業務においては全従業員の当該月の総労働時間の100分の65以上〈市内手帳所持者たる従業員の雇用労働時間は、別途委託となる自転車等駐車場使用料徴収業務を含む。〉(なお、別途委託契約となる駅前放置自転車等対策業務においては全従業員の当該月の総労働時間の100分の40以上)としなければならない。

(ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

(イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(ウ) 大阪府療育手帳に関する規則(平成12年大阪府規則第42号)第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けた者

※指定管理者は、市内手帳所持者の確認のため、確認書類等の写しを泉佐野市へ提出するものとする。

(開業準備)

第8条 乙は、指定開始日に先立ち、管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合には、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(管理業務の第三者への委託)

第9条 乙は、管理業務を一括して第三者に委託してはならない。

2 乙は、管理業務の一部を第三者に委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 乙は、当該第三者がさらにほかの第三者に業務を委託することを禁じなければならない。

(2) 乙は、泉佐野市内業者の受注機会の確保・拡大を図るよう努める。

(3) 乙は、甲から施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない等、募集要項で欠格事由とした事項に該当する者を選定しない。

3 乙は、管理業務の一部を第三者に委託する場合には、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、乙が委託する第三者の責めに帰すべき事由により甲に与えた損害・損失は増加費用とみなし、乙が負担する。

4 乙は、管理業務の一部を第三者に委託する場合には、その第三者が指定の取消及び管理業務の停止及び暴力団排除措置による指定の取消し等に該当しないことを確認しなければならない。前述に該当

することが判明した場合、乙の責任においてその第三者を変更しなければならない。

- 5 乙は、管理業務の一部を第三者に委託する場合には、委託の詳細を書面にて甲に申し出なければならない。

(泉佐野市が支払うべき経費)

第 10 条 甲は、管理業務の実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払うものとする。

- 2 甲が乙に対して支払う指定管理料は、各年度の予算の範囲内を上限として定めることとし、各年度の指定管理料の額、支払い方法等については、甲と乙とが別に締結する年度協定書によるものとする。
- 3 甲は、管理業務に係る 1 件 5 0 万円超（消費税額及び地方消費税額を含む。）の建物設備・備品修繕費について、各年度の予算の範囲内で支払うものとする。

(指定管理者が支払うべき経費)

第 11 条 乙は、管理業務に係る光熱水費、トイレ汲取り費、駅舎共益費、草刈費等の諸経費を支払うものとする。

- 2 乙は、管理業務に係る 1 件 5 0 万円以下（消費税額及び地方消費税額を含む。）の建物設備・備品修繕費について支払うものとする。
- 3 乙は、管理業務に係る印刷製本費、用紙代、文具費、燃料代、電話料金、郵便料金等の諸経費を支払うものとする。
- 4 乙は、各自転車置場案内看板（同時委託の放置自転車等対策啓発・案内看板を含む）の新規作成・修繕費等の諸経費を支払うものとする。
- 5 乙は、各自転車置場等の消火設備器具の管理・点検（消防法令の点検を含む）・更新（交換）等の諸経費を支払うものとする。
- 6 乙は、業務に必要な車両等の諸経費を支払うものとする。
- 7 乙は、利用者アンケート・モニタリング調査の諸費用を支払うものとする。
- 8 乙は、係員不在時のため各自転車置場の集金ポストを作製・設置し、製作設置費・維持管理費用を支払うものとする。
- 9 乙は、甲より依頼があった国及び府、泉佐野市の交通安全対策活動についてのポスター掲示・各自転車置場等での啓発物品配布等の協力についての経費を支払うものとする。
- 10 乙は、甲と乙を被保険者とする施設賠償責任保険の加入費用を支払うものとする。
- 11 乙は、乙を原因とする損害についての費用を支払うものとする。
- 12 上記以外の事項については、リスク（役割）分担表を参照とする。リスク（役割）分担表に記載のない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(保険の加入)

第 12 条 乙は、管理業務の実施にあたり、甲と乙を被保険者とする施設賠償保険に加入しなければならない。

- 2 乙は、前項の保険に加入したときは、当該保険に係る証券の写しその他の加入内容を証する書面を、直ちに甲に提出しなければならない。

(自主事業)

第 13 条 乙は、自主事業の実施計画提案書及び事業計画書で提案した自主事業について、自己の責任及び費用により実施しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、乙は、設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用により、自主事業を実施することができるものとする。
- 3 乙は、前項の規定に基づき自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。

(泉佐野市と指定管理者の役割分担)

第 14 条 管理業務に関する責任及びリスク分担の区分については、別紙資料「リスク（役割）分担」に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定により定める事項で、疑義がある場合又は前項の規定により定める事項以外の不測の事由による責任及びリスク分担の区分は、甲と乙との協議により定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 15 条 乙は、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(管理業務に従事する者に対する措置請求)

第 16 条 甲は、管理業務に従事する者が管理業務の実施につき著しく不適當であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(管理業務の調査等)

第 17 条 甲は、必要がある場合には、乙に対して管理業務の処理状況につき、随時に調査し、又は必要な報告を求めることができる。この場合において、乙は、当該調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(特許権等の使用)

第 18 条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

(管理業務の自己点検等)

第 19 条 乙は、各自転車置場の安全管理、サービスの提供、個人情報保護その他の遵守すべき事項について、定期的かつ継続的に自己点検を行い、その結果を踏まえて業務の改善に取り組まねばならない。

2 乙は、利用者の意見及び要望を把握し、管理業務に反映するよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第 20 条 乙は、指定期間における事業年度ごとに、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

2 事業計画書を変更する必要があるときは、甲と乙との協議により定めるものとする。

(事業報告書の提出)

第 21 条 乙は、毎年度終了後 30 日以内に、事業報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、年度の途中において、指定管理者の指定が取り消された場合は、当該指定が取り消された日から 30 日以内に当該日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。

(管理業務の業務日報の作成)

第 22 条 乙は、次の各号に掲げる項目を記載した業務日報を作成し、実施状況を把握しなければならない。

- (1) 管理業務の業務別実施状況
- (2) 各自転車置場の利用状況
- (3) 自転車置場使用料、撤去保管料の収入状況
- (4) 管理業務に従事する人員の配置状況
- (5) 各自転車置場の利用者からの苦情・意見等及びそれに対する対応状況

(管理業務の月例業務報告書の作成及び提出)

第 23 条 乙は、前条に規定する業務日報に基づき、月ごとの月例業務報告書を作成し、翌月 10 日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、指定の取消しを命じられた場合には、10 日以内に、指定の取消しを命じられた日までの間の、その月の月例業務報告書を提出しなければならない。

3 乙は、管理業務の停止を命じられた場合には、月例業務報告書を提出について、甲の指示に従うものとする。

(利用者アンケート・モニタリング調査)

第 24 条 乙は、各自転車置場の利用者の苦情・意見等を施設の運営に反映し、管理業務のサービス水準の向上を図るため、次に示す方法により各自転車置場の利用者の満足度を調査するものとする。

(1) 簡易アンケート

各自転車置場の窓口に常時用紙を備え、利用者に記入していただくなど、簡便な方法で随時に実施するアンケート

(2) 詳細アンケート

アンケート用紙を利用者に一斉に送付（手渡）し、回収・分析するなど、詳細な内容で定期的に実施するアンケート

2 乙は、利用者アンケート・モニタリング調査の実施方法等について、年度協定書の締結の際に甲と協議の上、決定する。

なお、前項第2号による詳細アンケートの実施方法等については、年度協定書で規定するものとする。

3 乙は、利用者アンケート・モニタリング調査により把握した各自転車置場の利用者の苦情・意見等を真摯に受け止め、業務改善等に活かすよう努めるものとする。

4 乙は、第1項第1号による簡易アンケートの結果及び対応状況について、前条第1項、第2項及び第3項に規定する月例業務報告書により甲に報告するものとする。

5 乙は、第1項第2号による詳細アンケートの結果及び対応状況を取りまとめた報告書を、調査終了後30日以内に、甲に提出するものとする。

6 甲は、第4項及び第5項による利用者アンケート・モニタリング調査の報告を受け、乙の管理業務の実施状況の確認を行う。

7 利用者アンケート・モニタリング調査に係る費用は、指定管理料に含むものとする。

(苦情・意見等による対応)

第25条 乙は、各自転車置場の利用者からの苦情・意見等及びそれに対する対応状況について、第22条に規定する業務日報に記録する。

2 乙は、各自転車置場の利用者からの苦情・意見等について、真摯に受け止め、業務改善等に活かすよう努めるものとする。

3 乙は、各自転車置場の利用者からの苦情・意見等のうち主なものについて、その内容及び対応等について、第23条第1項、第2項及び第3項に規定する月例業務報告書により甲に報告する。

4 甲は、各自転車置場の利用者から直接苦情・意見等を受け付けた場合及び前項による報告を受けた場合には、当該苦情・意見等について指導を行い又は協議を申し出ることができる。

5 乙は、前項の指導を受けた場合又は協議の申し出を受けた場合には、誠実に対応するものとする。

6 乙は、苦情・意見等による対応として、以下の体制を整えるものとする。

(ア) 問い合わせ・苦情・要望等対応専用窓口を設置すること。

(イ) 使用者及び地域住民からの問い合わせ・苦情・要望等に一元的に対応処理するための窓口を設置し、使用者へ看板等で広報し、対応できる体制を確保すること。

(ウ) 指定管理者指定後、問い合わせ・苦情・要望等処理に関するマニュアルを作成すること。

(エ) 問い合わせの対応は、誠意をもって処理にあたること。また管理業務外の問い合わせについて

は、適切に関係部署に連絡又は引継を行うこと。

(検査)

第 26 条 甲は、毎年度終了後、本協定書等に定める内容に基づき管理業務の完了を確認し、検査を行うものとする。

(改善の指示)

第 27 条 前条までの規定に基づく調査、報告及び検査の結果、実施した管理業務の内容が本協定書等に適合しない場合は、甲は、乙に業務の改善を指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示を受けた場合は、速やかに当該指示に従わねばならない。

(指定管理運営状況の評価及び公表)

第 28 条 甲は、毎年度終了後、乙による指定管理運営状況进行评估し、その結果を公表するものとする。

(第三者評価)

第 29 条 乙より、毎年度提出された事業報告書及び利用者アンケート・モニタリング調査の結果に基づき、第三者による評価を行うものとする。この結果を公表するものとする。

(管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

第 30 条 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

2 乙の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、甲は、乙に対して業務の改善等の必要な指示を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 不可抗力（天災【地震、津波、落雷、暴風雨、洪水等】、人災【戦争、テロ、暴動等】）その他甲及び乙の責めに帰することが出来ない事由をいう。以下同じ。）により管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、甲と乙とは、管理業務の継続について協議するものとする。

(指定の取消及び管理業務の停止)

第 31 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 甲に対し虚偽の報告をし、又は報告若しくは調査を拒んだとき。

(2) 管理業務に関する甲の指示に従わなかったとき。

(3) 関係法令、条例又は本協定に違反したとき。

(4) 応募時の指定管理者の資格要件を満たさなくなったとき又は指定管理者が提出した提案書若しくは添付書類の内容に虚偽が判明したとき。

(5) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。

(6) 破産、会社整理、会社更生若しくは民事再生手続きその他これらに類する手続きの申立てをし、又は申立てされたとき。

(7) 自ら振り出し、又は引き受けた手形又は小切手について、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。

(8) 組織的な違法行為が行われる等、施設の管理業務を行わせておくことが社会通念上不適当であると認められるとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、乙による管理業務の実施を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合において、指定の取消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(暴力団排除措置による指定の取消し等)

第 32 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 暴力団であると認められるとき。

(2) 役員等が暴力団員等であると認められるとき。

(3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であると知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

(4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体を含む）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

(6) その他、泉佐野市暴力団排除条例（平成 24 年泉佐野条例第 28 号）第 2 条の規定に該当する法人等であると認められるとき。

(指定の取消し等に伴う措置)

第 33 条 乙は、指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合に、既に指定管理料が支払われているときは、当該指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止に係る期間に対して支払われた指定管理料を甲が計算して定める金額を、甲の指定する期日までに甲に返還しなければならない。

(業務の引継ぎ)

第 34 条 乙は、指定期間の終了した際、又は指定の取消し後に、甲又は甲が指定する者に、管理業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、前項の管理業務の引継ぎに先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者

による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

- 3 乙は、前項の申出を受けた場合には、合理的な理由のある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

(緊急事態の対応)

第 35 条 乙は、指定期間中、管理業務の実施に関連して事故、災害その他の緊急事態が発生した場合に備え、対処に関する体制の整備その他の必要な措置に関する事項を定めなければならない。

- 2 乙は、緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態が発生の旨を通報しなければならない。
- 3 緊急事態が発生した場合は、乙は、甲と協力して事故等の原因調査に当たらなければならない。

(文書の管理・保存)

第 36 条 乙は、管理業務を行うに当たり、泉佐野市文書管理規程に基づき、文書管理に関する規程等を定めなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する文書管理に関する規程等を定めるに当たっては、甲と協議するものとする。文書管理に関する規程等を変更する場合も同様とする。
- 3 乙は、管理業務の実施に伴い作成し、又は受領した文書等について、文書管理に関する規程等により、適正に管理・保存することとし、指定期間の終了後、又は指定の取消し後に、甲の指示に従って引き渡すものとする。

(守秘義務に関する事項)

第 37 条 乙は、管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙は、管理業務の一部を第三者に委託した場合には、第三者が管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容をほかの第三者に漏らさないよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 第 1 項及び前項の規定は、指定期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とする。

(個人情報の保護等)

第 38 条 乙は、管理業務を行うに当たり、個人情報の保護に関する法律、泉佐野市個人情報保護条例及び泉佐野市個人情報保護条例施行規則に基づき、個人情報の保護に努めなければならない。

(情報システムの管理)

第 39 条 乙は、コンピューター、ネットワーク及び情報システムを用いて、個人情報等の管理業務上重要な情報を取り扱う場合には、情報漏えい等の事故防止を確実に行わなければならない。

(情報公開)

第 40 条 乙は、泉佐野市情報公開条例に基づき、管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書

であって、乙が管理しているものの公開に努めるものとする。

- 2 乙は、前項の公開を行うに当たっては、泉佐野市情報公開条例施行規則に基づき、甲と協議するものとする。

(損害賠償)

第 41 条 乙は、本協定に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

- 2 管理業務の実施に当たって、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、前項の規定により乙が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(施設等の目的外使用)

第 42 条 乙は、甲の許可により、施設等を本委託業務の目的外に使用することができる。

- 2 乙が施設等を設置する場合、甲は諸条件を付して設置の許可を行い、乙より行政財産目的外使用料を徴収する。
- 3 乙は、施設設置に係る許可をはじめ使用料の徴収に係る権限を持ち、施設を設置する。なお、行政財産目的外使用の申請は、乙が甲に行う。

(各自転車置場等・設備等の原状回復)

第 43 条 乙は、管理業務の引継ぎを行うまでに、指定開始日を基準として各自転車置場等・設備等を原状に回復し、甲に対して各自転車置場等・設備等を返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は各自転車置場等・設備等の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲又は甲が指定する者に各自転車置場等・設備等を引き渡すことができるものとする。

(国及び府、泉佐野市の交通安全対策活動への協力)

第 44 条 乙は、国及び府、泉佐野市の交通安全対策活動について甲より依頼があった場合は、協力をしなければならない。

- 2 乙は、甲より前項の依頼があった場合、ポスター掲示・各自転車置場等での啓発物品配布（春・秋の交通安全運動、人権啓発活動、放置自転車対策等）に協力しなければならない。
- 3 国及び府、泉佐野市の交通安全対策活動への協力についての経費は、指定管理料に含むものとする（光熱水費等の負担及び収入区分）

第 45 条 指定管理期間開始時及び終了時の負担及び収入区分は次のとおりとする。

区分	旧指定管理者	現指定管理者（乙）
電気	請求書の 3 月分まで（但し請求期間が	請求書の 4 月分から（但し請求期間が

	2月から3月をまたぐ場合を含む)	3月から4月をまたぐ場合を含む)
上下水道	3/31までの使用分まで	4/1からの使用分から
電話	3/31までの使用分まで	4/1からの使用分から
自主事業	3/31までの利用分まで	4/1からの利用分から

(その他泉佐野市長が必要と認める事項)

第 46 条 乙は、その他泉佐野市長が必要と認める事項について甲より求めがあった場合は、甲乙協議を行い、真摯に対応し、協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各 1 通を保管する。

令和 年 月 日

甲 所在地 泉佐野市市場東 1 丁目 1 番 1 号

名 称 泉佐野市

代表者 泉佐野市長 千代松 大耕

乙 所在地

名 称

代表者